

そのことゝもつくり出て貢進れるなれば、造をさして諸道の師匠なりとの意にて道師といはれしならめ是は大號に道師のみ云ひて、其氏々に賜へるには、舊のごとく某造と賜ひしなへに、直に道師といふ姓のなきにこそあらめ、さるから八色姓を改定め給へるとき、造姓を云れざりども、後世に造姓いと多し、決く造姓を如此云しならん、このふたつのこと思別がたければ、其大旨を玄るしぬ、なほ能可考こと也。

〔氏族考〕道師は美知乃之と訓て、道は諸道を云り、諸道の類師は師匠など云ふ師にはあらで、爲の義なる事、刀研を研師と云ひ、壁塗の工を塗師と云に同じく、諸道の業に堪たるもの道師と云しなるべし。○中略 所謂美知乃之とは、土師、贊土師、書紀倭鍛師舊事、黃書畫師、山背畫師、高麗畫師、日本河内畫師、難波藥師續日本紀、蜂田藥師氏など職工技藝に係れる者を總稱るにて、道師と云、二つの姓ありじにはあるべからず、

〔拾芥抄〕申本戸錄 縣主

〔古事記傳上〕天津日子根命者申高市縣主、中略

〔古事記傳七〕アガタシ 縣主は、即其縣々々の主なり、

〔倭訓栄安前編二〕あがた 縣をよめり、分つと通せり、和名抄に縣々をがたくとよみ、諸縣をむらがた、山縣をやまがたなどよめり、縣主は神武天皇の御代より見えたり、縣邑を治むる者をいふ、後かばねどなれり、

〔古事記傳二十九〕縣主は、倭國內なるを始め、國々に在る縣を掌れる者の號なり、如く、朝廷の御料の縣なり、此御世成務のほござなぎは、たゞ何かなべき地にあらす、其記中に見えたるは、高市縣主、師木縣主、十市縣主などあり、書紀神武卷に、給弟猾猛田邑、因爲猛田縣主、こは倭國十市ノて、其邑を賜ひて、其處にある御縣の司し、賜へるなり、同き猛田の内に、御縣の地シ此人にオトシハ領ける者シ勿思ひマハヘモ、弟磯